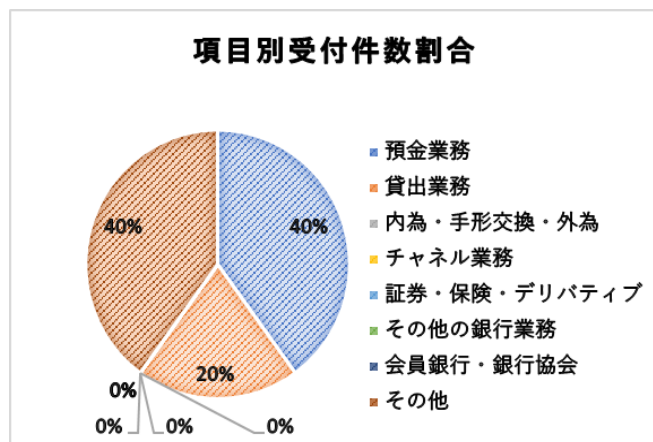
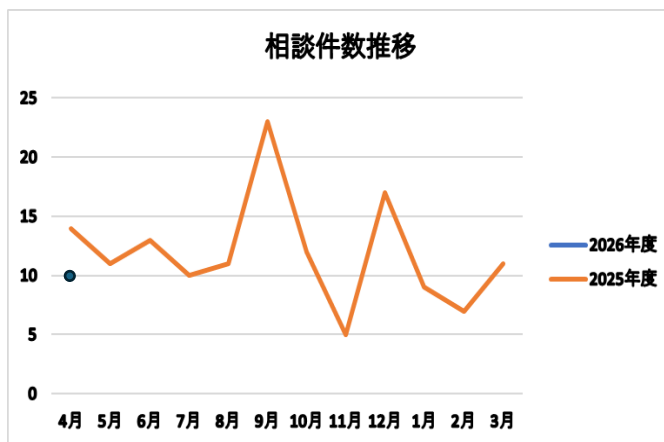


銀行とりひき相談所相談受付状況（2026年4月）

名古屋銀行協会
銀行とりひき相談所

1. 受付件数の状況



□今月は10件と、引き続き低調。（前月比▲1件、前年同月比▲4件）

□項目別受付件数の割合では、「預金業務」と「その他」が4件で最も多く、「その他」はすべて金融犯罪に関連する相談であった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2. 相談の主な内容

□預金業務

- ・二つ目の普通預金口座開設について。
- ・マル優制度について。
- ・10年以上前の取引推移表の申し出について。

□貸出業務

- ・今般遠隔地に転勤になったため住宅ローンを借りて建てた家を3年ほど空けることになり、その間他人に貸して賃料を得ようかと思いきその旨借入行に相談したところ、居住せずに転貸する場合は契約違反になり完済するように言われた。転勤はよくある話であり、あまりにも杓子定期的な対応だ。どこへ相談したらよいか教えてほしい。

□その他

- ・口座凍結された場合、復活させることはできるか。
- ・LINEで通帳と免許証の画像を送ってしまったが、口座を解約した方がよいか。

3. トピックス

□弊社ホームページのQ&Aや金融用語の解説をご利用ください。

日頃疑問に思う銀行業務に関してわかりやすく説明したQ&Aや、なかなか理解しづらい金融機関独特の用語についての解説などを弊社ホームページに掲載していますので、ぜひ一度ご覧ください。（弊社ホームページ <https://www.nagoya-ba.or.jp/>）

銀行に関するさまざまなご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をういて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。